

産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県久喜市下早見1591番地
氏名 株式会社河野解体工業
代表取締役 河野 富美男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕

許可の年月日 令和4年8月2日

許可の有効年月日 令和9年7月2日

1. 事業の範囲

中間処理

破碎 ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）、
がれき類 以上2種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県久喜市下早見字大谷1586番1、1586番4、1587番1、1587番2、
1587番4、1587番5、1589番、1590番1、1593番1、1593番2、
1594番1、1594番2、1595番1、1595番2、1595番3、1595番5、
1595番7、1596番1、1640番1、1640番4、1641番5
以上21筆（面積7,806.97㎡）

処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
(2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
昭和58年7月11日	指令環第380号	新規許可
平成元年7月10日	指令環整第358号	変更許可（破碎施設の追加）
平成29年9月28日	指令東環第121-5号	更新許可
平成30年11月16日	—	変更届（保管面積の拡大等）
令和4年8月2日	指令東環第23-3号	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	2.40t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)、がれき類 以上2種類	平成元年7月10日 平成13年2月1日 破5-14

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)、がれき類 以上2種類	1564.9㎡	3.0m(屋外)

(以下余白)